

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により入社 6 か月以内に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻しする制度です。

- (1) 入社後 1 か月以内に退職した場合 50%
- (2) 入社後 1 か月越 3 か月以内に退職した場合 25%
- (3) 入社後 3 か月越 6 か月以内に退職した場合 5%